

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特定幹部職員としない職員)</p> <p>第4条の2 県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項の規則で定める職員は、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる区分が1種又は2種である職にある職員のうち次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、県職員給与条例第16条の5第1項及び学校職員給与条例第22条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級の職員</u></p> <p>(6) <u>医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級の職員</u></p> <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、スポーツ総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事</p>	<p>(特定幹部職員としない職員)</p> <p>第4条の2 県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項の規則で定める職員は、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる区分が1種又は2種である職にある職員のうち次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、県職員給与条例第16条の5第1項及び学校職員給与条例第22条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、<u>政策統括監</u>、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、スポーツ総括監、<u>DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括</p>

改正前			改正後		
<p>務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p>			<p>監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p>		
2 略			2 略		
別表第1（第4条の3関係）			別表第1（第4条の3関係）		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
医療職給料表 (一)	略 係長級の職にある職員（人事委員会が別に定める職員を除く。）又は人事委員会が定める職員	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、100分の10）	医療職給料表 (一)	略 係長級の職にある職員又は人事委員会が定める職員	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、100分の10）
医療職給料表 (二)			医療職給料表 (二)		
医療職給料表 (三)			略		
備考 1～5 略			備考 1～5 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。